

第 203 回  
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市告示第 12 号

令和 3 年 4 月 2 日かすみがうら市告示第 4 号をもって、令和 3 年 4 月 12 日（月）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 203 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 3 年 4 月 12 日（月） 午後 2 時開会  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番	海東 功	2 番	西崎 敏和	3 番	鈴木 良道	4 番	宮本 教夫
5 番	塚本 勝男	6 番	安田 治	7 番	飯田 敬市	8 番	久松 弘叔
9 番	井坂 孝雄	10 番	高田 健司	11 番	谷中 昌	12 番	廣原 孝
13 番	栗山 千勝	14 番	塚本 茂	15 番	中山 峰雄		

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長	松延 孝之	局長補佐	酒井 宏	係長	横田 桂明(書記)
主任	青山 哲士	主幹	関根 治彦		

6. 議事録署名委員

13 番 栗山 千勝                      14 番 塚本 茂

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について  
報告第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内的の農地転用届出について  
報告第 10 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について  
議案第 22 号 農業委員会事務局職員の任免について  
議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について  
議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による買受適格証明願の交付決定について  
議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 26 号 現況証明願の交付決定について  
議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第 28 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について  
議案第 29 号 かすみがうら市農業委員会被服等貸与規程の制定について

午後 3 時 20 分閉会

事務局長補佐	<p>只今から、令和3年度第203回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願い致します。</p>
議長	(会長あいさつ)
議長	はじめに事務局長補佐から諸般の報告をお願いします。
事務局長補佐	(諸般の報告朗読)
議長	<p>次に会議録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、13番栗山千勝委員、14番塚本茂委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の横田係長を指名いたします。</p>
議長	<p>次に日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
事務局長	<p>次に報告第9号、第10号の報告案件ですが、</p> <p>委員の皆様にはすでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第22号農業委員会事務局職員の任免について」上程いたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>(事務局説明)</p>





議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議 長	全員賛成ですので、番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号 5 番から番号 7 番については、借人が同一で関連がありますので一括審議といたします。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 5 番から番号 7 番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 5 番から番号 7 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号 8 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 8 番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 8 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号 9 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 9 番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 9 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第 23 号農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします

議 長	次に「議案第 24 号農地法第 3 条の規定による買受適格証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。
1 番 海東委員	それでは説明いたします。 申請地は、●●●●●●●●から約 700m南東に位置する畑 1 筆になります。 現況は、一部コンテナが建てられています。 申請人は水戸地方裁判所土浦支部で行う競売に参加するため今回の申請に至りました。コンテナ等を取り壊して野菜と栗を作付けする計画です。 証明にあたり要件は満たしていると考えますが、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくをお願いします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
5 番 塚本 (勝) 委員	最低価格はいくらで出していますか
事務局	裁判所に出している評価額では、1 4 3 万円になっております。
3 番 鈴木 (良) 委員	最低価格ですか
事務局	最低価格ではなく、評価額です。
3 番 鈴木 (良) 委員	1 0 a あたりですか

事務局	全体で143万円ということで裁判所のほうで公開しております。
7番 飯田委員	77歳でですね、八千代市でしょ、通勤してくるんですか、そのへんをちょっと聞きたいんですよ。
事務局	窓口で確認したところでは、八千代市から通ってくるということで、お話は承っております。
3番 鈴木(良)委員	これは競売だから別に問題はないんですけど、これは千葉県八千代市からここに通って農家やるんですか。
事務局	こちらに関してなんですが、申請書の中では、ご自宅から5.3kmで、車で、70分となっております。
議長	よろしいですか。それでは、これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	賛成多数ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。 「議案第24号農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。
議長	次に「議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。 なお、番号1番については、13番栗山千勝委員が、議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会規則第13条の規定により、退席願います。  (13番栗山千勝委員退席)
議長	番号1番について、先に審議いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
4 番 宮本委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号 1 番になります。図面番号 1 番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、田伏地内の●●●●●●●●●●から約 500m 北東に位置する田 1 筆になります。</p> <p>こちらは、第 2 種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、農業用資材置場として利用のため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号 1 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1 番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>13 番栗山千勝委員の入室をお願いします。</p> <p>(13 番栗山千勝委員入室)</p>
議 長	<p>次に番号 2 番から番号 5 番について審議いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>続きまして番号2番になります。図面番号2番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●から約300m南東に位置する畑1筆になります。</p> <p>こちらは第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、自己住宅の建築のため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号3番になります。図面番号3番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、上土田地内の●●●●●●●●●●●●●●●●から約200m南東に位置する畑1筆になります。</p> <p>こちらは第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は【重機展示場】として利用のため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号4番・5番は譲受人が同一なので一括で説明します。図面番号4番・5番も併せてご覧ください。</p> <p>まず、4番の申請地は、岩坪地内の●●●●●●●●●●●●●●●●から約500m南西に位置する畑1筆になります。</p> <p>次に、5番の申請地は同様に岩坪地内の●●●●●●●●●●●●●●●●から約200m南に位置する畑1筆になります。</p> <p>こちらは、ともに第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は太陽光発電事業のため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>

	<p>これより、議案審議に入ります。 番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに 賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することに 賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号4番、番号5番については、借人及び貸人が同一で、 関連がありますので、一括審議といたします。 番号4番、番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番、番号5番について、原案のとおり許可する ことに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号4番、番号5番は、原案のとおり許可することに決定 いたします。</p>
議 長	<p>「議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり 許可することに決定いたしました。</p>



	<p>ます。</p> <p>こちらは、20 年以上前から雑木、雑草などが繁茂している状況であり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号 1 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1 番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は、原案のとおり、交付することに決定いたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>次に、番号 2 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 2 番について、原案のとおり 交付することに、賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号 2 番は、原案のとおり、交付することに決定いたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>次に、番号 3 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 3 番について、原案のとおり 交付することに、賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議 長	全員賛成ですので、番号 3 番は、原案のとおり、交付することに決定いたします。 (賛成者挙手)
議 長	次に、番号 4 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 4 番について、原案のとおり 交付することに、賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 4 番は、原案のとおり、交付することに決定いたします。 (賛成者挙手)
議 長	次に、番号 5 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 5 番について、原案のとおり 交付することに、賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 5 番は、原案のとおり、交付することに決定いたします。 (賛成者挙手)
議 長	「議案第 26 号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり 交付することに 決定いたしました。
議 長	次に「議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)

議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等 ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第27号 について 原案のとおり 決定することに 賛成の方は 挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第27号農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり 決定いたしました。
議 長	次に「議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等 ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第28号 について、原案のとおり 決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、「議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり 決定いたしました。
議 長	次に「議案第29号 かすみがうら市農業委員会被服等貸与規程の制定について」上程いたします。 事務局より議案の説明をお願いします。

事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等 ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 29 号 について、原案のとおり 決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、「議案第 29 号 かすみがうら市農業委員会 被服等貸与規程の 制定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。 (質問、意見なし)
議 長	次に、来月の総会は、5月10日(月)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、鈴木良道委員、塚本勝男委員、安田治委員です。 日時は、4月30日(金)午前9時から、霞ヶ浦庁舎 大会議室といたします。 よろしくお願い致します。
議 長	事務局から、何かありますか。
事務局	①5月の総会終了後に、研修会開催予定。 ②かすみがうら市広報誌5月号に農業委員、推進委員の紹介を掲載。 ③荒廃農地調査の結果を落とした図面配布(ケース配布)。 ④5月の総会時に作業服の採寸を予定。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	それでは、以上を持ちまして、第203回 総会を閉会いたします。 慎重審議 大変ご苦労様でした。

事務局

起立、礼、お疲れさまでした。



かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長\_\_\_\_\_

署 名 委 員\_\_\_\_\_

署 名 委 員\_\_\_\_\_